

令和6年度 居場所型学習支援事業業務委託仕様書

1 事業名

居場所型学習支援事業

2 業務の目的

本事業は、様々な要因で学習する環境が整っていない生活困窮世帯の中学生を対象に、安心して過ごし、学ぶことのできる場の提供を行う。学習の遅れだけではなく、学習の方法がわからない、将来の目標等を持っていない子どもに対し、相談・面談等を通して、自立に向けた意欲喚起や学習意欲等の向上を図ると共に、学習態度の改善を図るための支援に努め、できるだけ本人が希望する高校に進学できるように支援することを目的とする。また、軽食の提供を行い、安心して勉強に集中できる環境を整えると共に那覇市と連携して、子どもの見守りとその世帯の実態把握を行い、適切な支援が行えるように対応する。

3 基本方針

居場所型学習支援事業業務委託受託者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる基本方針に基づき業務を遂行すること。

- (1) 那覇市が設置する児童自立支援員、子ども自立支援員及び子ども寄添支援員などの支援員（以下「那覇市児童自立支援員等」という。）と連携し、子どもの実情や学習レベル等に合わせて安心して学ぶことができるよう工夫し、支援目的を達成するために努めること。
- (2) 学習支援及び意欲喚起等にかかる支援状況などの進捗管理など、事業として必要な調整を行うこと。
- (3) 民間事業者のノウハウを活用した効果的な事業の実施に努めること。
- (4) 本事業の趣旨を踏まえ、真に子どもの自立の助長に必要な支援を行うよう努めること。
- (5) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで那覇市と目的を共有し、互いに尊重して連携・役割分担を行いながら委託業務を実施すること。
- (6) 業務の実施にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「個人情報保護法に関するガイドライン」を遵守するとともに、個人情報の厳格な管理のために万全の態勢を整備すること。
- (7) 上記、業務の目的、基本方針を含め、事業が確実に推進できるように業務従事者が適切な支援を行うために必要な教育を行うこと。

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

※契約日に開所していることが望ましいが、受託者が変更になった場合には、委託実施場所の確保等の準備を2か月以内に完了すること。

5 委託業務の実施場所及び定員

那覇市内において受託者が設置する学習支援教室の定員の目安は、合計250人とする。地域ごとのニーズを把握し、公共交通機関、徒歩経路等を考慮して、子どもが通室しやすい市内3ヶ所以上で実施すること。各教室においては、出来るだけ中学3年生を過半数以上とする。

<参考>

現在の運営状況（R5.12月現在）

地区	定員
本庁小緑地区	100名
首里地区	100名
真和志地区	50名

ただし、那覇市と協議のうえ、実施場所及び定員については追加変更ができるものとする。

6 業務内容

(1) 支援対象者

ア 生活困窮世帯（生活保護及び就学援助受給世帯）の中学生のうち、以下の項目に該当する者を対象とする。

- ①学習支援の必要性がある者
- ②学習意欲等の喚起を必要としている者

イ その他、那覇市が特に支援を必要と認めた者

(2) 業務内容

受託者は、管理責任者や教室長、支援員等を配置し、那覇市児童自立支援員等と連携し以下の業務を行うこと。

なお、子どもが身体的・心理的理由もしくは災害発生等社会情勢の変化により居場所へ通所することが困難であると那覇市が判断する場合には、支援の一部または全部について、情報通信機器の使用、物資の配布及び家庭訪問等により支援を実施することができる。また、感染症防止対策等のため居場所を閉所する場合においても、子どもの状況に応じて電話・メール等による連絡や食料品等の配布及び家庭訪問等による支援の実施に努めること。

ア 参加のためのアセスメント及び相談カウンセリング

子ども及び保護者の入塾前面談の実施及び学校等関係機関との調整並びに子どもの支援に必要な面談等を実施する。

面談等の際には、子どもの意識や学習レベル、進路希望先、生活状況等のアセスメントを実施して総合的な状況を把握するとともに、他制度等の活用についても助言を行うよう努めること。また、個別の状況に応じた目標などを作成すると共に意欲喚起のための相談カウンセリングを行うこと。

イ 目標・計画の作成

目標作成にあたっては、子どもの状況に応じて学習レベルや学習態度等の段階的な目標設定を行うと共に支援方針を決定して、支援プロセスと到達度の可視化・明確化に努めること。

ウ 支援の実施

設定された目標に基づき支援のために必要なプログラムを実施すること。受託者は学校等、支援に必要な関係機関との調整やアウトリーチ等を行うこと。また、必要に応じて那覇市児童自立支援員等と連携して子どもが抱える課題解決への包括的な支援を行うこと。

エ 居場所の提供

子どもが安心して参加できるように様々な工夫を図ること。

オ 食の提供

必要に応じて安心安全に配慮した食事の提供を行うこと。食事の提供に関しては、食中毒等の事故が発生しないように十分な対策を講じること。

カ 個別学習支援

個々の学習レベルに応じた個別学習支援を行うことを基本とすること。ただし、必要に応じて中間・期末等定期テスト時や受験等の対策を行うこと。

キ 学習支援終了後の相談・支援等

本事業により学習支援を受け、高校等に進学した者に対してのフォローアップとして中退予防や大学進学等に関する支援を可能な限り実施すること。

ク キャリア教育等

必要に応じて講演会やワークショップ等を行い、キャリア教育を実施すること。

ケ 事業の引継ぎについて

受託者に変更があった場合は、事業実施場所の確保等の準備期間内に旧受託者は新受託者へ引継ぎを行うこと。また、新受託者は旧受託者から引継ぎを受けること。

(3) 管理責任者及び教室長、支援員の業務

ア 管理責任者の業務

業務を受託するにあたり、管理責任者を配置すること。管理責任者は各教室を統括し、事業実施にあたり、那覇市との連絡・調整等を行うこと。

イ 教室長の業務

業務を受託するにあたり、それぞれの教室へ教室長を配置すること。教室長は(2)に掲げる業務内容のほか、教室を統括し、業務従事者のフォローや学校及び那覇市児童自立支援員等の関係機関との調整や情報共有を行い、より効果的な支援を行うこと。

ウ 支援員の業務

業務を受託するにあたり、1人以上の支援員を設置すること。支援員は、アウトリーチ等を行い子どもが抱える課題に対し、より効果的なアプローチを行うこと。

7 その他

(1) 苦情対応

子どもと業務従事者間での苦情、トラブル対応は原則として受託者で行うこと。ただし、那覇市及び那覇市児童自立支援員等に引き継ぐ必要があるものは、速やかに引き継ぐこと。

(2) 資料等の適正な管理

個人情報を含む資料については、適正かつ厳重に管理すること。

(3) 安全対策

安心して参加できるように必要な安全対策を行うこと。特に食事の提供に関しては食品衛生法に則り、適切かつ十分な対策を行うこと。

8 業務実施日及び実施時間

(1) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(2) 実施日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日及び6月23日の慰霊の日を除く毎日。ただし、子どもの参加状況など考慮し那覇市と受託者の協議により変更可能とする。

(3) 業務を要しない日

那覇市と受託者の協議により、業務を要しない日を別に定めることができる。

(4) 実施時間

午後2時00分から午後9時00分までとする。

※ただし、子どもの参加状況など考慮し那覇市と受託者の協議により変更可能とする。

9 人員の配置報告について

受託者は那覇市に対し、業務従事者の名簿を業務受託後、速やかに提出するものとする。業務受託期間中に変更があった場合には、直ちに変更名簿を提出するものとする。

10 実施状況の報告等

(1) 受託者は、当月に係る事業の以下の実施状況を翌月10日までに那覇市に報告すること。

ア 事業報告（子どもの参加状況・目標達成度、事業の実施状況等）

イ 子どもの状況（進学希望先、その他気になった事項）

(2) 委託事業が完了したとき、又は年度終了後、5日以内に実績報告書に関係書類を添えて那覇市に報告すること。

(3) 本事業を実施するにあたり、那覇市と受託者は定期的に報告、連絡等を行うものとする。その際、必要に応じて事業の実施状況等を振り返り、評価及び改善を図るための協議を実施する。

11 業務従事者研修・教育

受託者は、業務遂行にあたり、より良い支援を実現するため、業務従事者に対し必要不可欠な知識や技術を指導・教育し、習得させて資質の向上に努め、支援業務が適切かつ円滑に行われるようにすること。その際、那覇市やその他関係機関が開催する研修会等も活用するよう努めること。

12 業務体制

本事業の支援については、業務従事者が行うこととする。なお、食の提供については、本事業達成のため委託事業の全部又は一部を再委託することができる。再委託をする場合は那覇市の承認を得るものとする。

13 個人情報の取り扱い

受託者が業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）「個人情報保護法に関するガイドライン」を遵守し、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

1.4 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。

1.5 事故の取り扱い

- (1) 受託者は、本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置を取らなければならない。（※保険等に参加し対策をとること。）
- (2) 受託者は、業務の実施について那覇市に損害を与えたときは、直ちに那覇市に報告し、損害を賠償しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに那覇市に報告し、受託者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が那覇市の責に帰すべき事由によるときにはその限度において那覇市の負担とする。
- (4) 受託者は、受託者の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

1.6 法令等の遵守について

受託者は、業務を行うにあたり、労働基準法等その他の法令規則を遵守すること。

1.7 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、那覇市と受託者で協議の上、決定するものとする。